

(改正後全文)

障 発 0507 第 2 号
平成 26 年 5 月 7 日
一部改正 障 発 0513 第 1 号
平成 27 年 5 月 13 日
最終改正 障 発 0330 第 17 号
平成 28 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
殿

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業の実施について

標記については、従来から、発達障害者への有効な支援手法の開発・確立を図ることを目的として「発達障害者支援開発事業実施要綱」（平成19年6月29日付障発0629003号）を定めるとともに、重症心身障害児者及びその家族に対する総合的な地域支援体制を整備し、地域生活支援の向上を図ることを目的として「重症心身障害児者の地域生活モデル事業実施要綱」（平成24年6月15日障発0615第1号）を定め、各事業を実施してきたところであるが、平成26年度からは、関係者間の連携による地域生活支援の強化という観点で共通する両事業を統合し、新たに「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業の実施要綱」を定め実施することとしたので、通知する。

なお、この通知により、上記本職の通知は廃止する。

おって、都道府県知事におかれては、貴管内の市町村長に対する周知をお願いする。

(別紙)

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業実施要綱

1 目的

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業は、発達障害児者や重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による切れ目のない支援等が可能となる体制を整備し、地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

(1) 発達障害児者支援開発事業

この事業の実施主体は、都道府県及び市町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業が実施できると認められる社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「団体等」という。）に委託することができるものとする。

この場合において、都道府県等は、団体等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに、団体等から定期的な報告を求めるものとする。

(2) 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

この事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県市」という。）とする。

なお、都道府県市は、事業の全部又は一部について、適切に事業が実施できると認められる団体等に委託することができるものとする。

この場合において、都道府県市は、団体等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに、団体等から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

(1) 発達障害児者支援開発事業

① 実施体制

ア 企画・推進委員会

(ア) 企画・推進委員会の設置

各都道府県等に医療、保健、福祉、就労及び教育等の関係部局、研究者等の発達障害児者に関する学識経験者、当事者団体、親の会、NPO法人、発達障害者支援センターの管理責任者並びにイで規定する発達障害児者支援モデル事業マネージャー等の関係者からなる企画・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の設置に当たっては、既存の発達障害に関する各委員会等（教育委員会主体のものを含む。）との密接な連携を図ること。

(イ) 委員会の役割

委員会は、都道府県等内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、発達障害児者の実態について広く把握をした上で、②で例示した事業を参考にしながら発達障

害児者支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）の実施計画を策定する。

また、当該モデル事業について適正かつ円滑に実施できる実施者を選定するとともに、当該モデル事業の実施者に対し実施状況等に関する報告を求め、評価、取りまとめを行い、発達障害児者の成長段階に応じた支援手法を開発する。

（ウ）モデル事業の実施者との関係

委員会は、モデル事業実施に当たってはその成果が十分に得られるように配慮するとともに、イに規定する発達障害児者支援モデル事業マネージャーを通じて当該モデル事業の実施者に対して適切な指導・助言を行うこと。

イ 発達障害児者支援モデル事業マネージャー

（ア）発達障害児者支援モデル事業マネージャーの配置

モデル事業の進行管理及び委員会と当該モデル事業の実施者との調整等を行うことを目的として、都道府県知事等は、委員会に看護師、保健師、社会福祉士等で、発達障害児者等に対する支援について相当の経験及び知識を有する者又はそれと同等と認められる者を発達障害児者支援モデル事業マネージャー（以下「マネージャー」という。）として1名以上専任で配置する。

（イ）マネージャーの役割

マネージャーは、委員会におけるモデル事業の選定、実施計画の策定、実施結果の取りまとめ及び評価について実務的な見地から提言を行うとともに、モデル事業の実施に際しては、委員会と当該モデル事業の実施者との連絡調整役として積極的に指導・助言及び報告を行う。

また、マネージャーは、発達障害児者の支援に関わる各種の病院、保健センター、障害福祉サービス等を提供する事業所、就労支援機関、学校等の関係機関及びその職員との連携を密にし、地域の発達障害児者の実情把握に努めること。

② 発達障害児者支援モデル事業の内容

発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害のある者（例：強度行動障害のある者、長期のひきこもりなど）に対して、それらの障害の予防・改善のための支援手法の開発を行う。具体的には以下のテーマのうち少なくともいずれかの1つを含むものとする。

ア 地域で暮らす発達障害者に課題や困り事が生じた際に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発

（例 トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法 など）

イ 行動障害・二次的障害の「予防」のための効果的な支援手法の開発

（例 児童期の早い段階における支援に成人期支援の知見を反映させる方法の開発 など）

ウ 行動障害・二次的障害の「改善」のための効果的な支援手法の開発

（例 家庭内暴力や引きこもりなどの状態にある発達障害児者に対する支援方法の開発 など）

③ 留意事項

支援手法の開発に当たっては、必要に応じて、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を提供する際にそれらの手法による支援を試行し、有効性の確認を行うこと。

3 (1) ② (ア) のテーマについては、国立障害者リハビリテーションセンターで実施している発達障害地域支援マネージャー研修会（応用研修）の困難事例に対応する人材育成に係る内容を念頭において検討すること。

(2) 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

① 実施体制

ア 協議の場の設置

都道府県市は、管内の医療、福祉、教育等の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置し、事業実施に関する助言等を受けるものとする。

イ スーパーバイザーの配置

都道府県市は、地域における重症心身障害児者の支援体制整備を間接的に支援するためのスーパーバイザーを配置する。

② 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業の内容

都道府県市は、管内全域における重症心身障害児者の地域支援体制の整備を広域的に推進するため、地域への間接的支援を行う「重症心身障害児者支援センター」として、次のア及びイの取組を実施するものとし、必要に応じ、ウの取組を実施できるものとする。ただし、地域の実情等によりイの取組を実施することが困難な場合には、イの取組に代えてウの取組を実施することができるものとする。

ア 地域の重症心身障害児者支援体制構築等に対する支援

都道府県市内において重症心身障害児者の地域支援体制が構築され、重症心身障害児者に対する効果的な支援が行われるよう、連携体制が構築されていない圏域や市町村の地域に対し、医療、福祉、教育等の関係機関の連携体制の構築のための助言その他の必要な支援を行う。また、既に一定の連携体制が構築されている圏域や市町村の地域に対し、重症心身障害児者ごとの個別支援がより効果的に行われるよう、関係機関の協働方法についての助言その他の必要な支援を行う。

イ 重症心身障害児者に関わるコーディネーター育成

地域の重症心身障害児者に関わる障害福祉サービス等の利用に関し、医療その他の関係機関との連絡調整等を行い、重症心身障害児者の地域生活を総合的に支援するためのサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の作成等を行う者（コーディネーター）を育成するため、相談支援専門員等を対象として研修を実施する。

なお、研修の実施に当たっては、平成27年度厚生労働科学研究において開発・作成された重症心身障害児者等コーディネーター育成研修及び重症心身障害児者等支援者育成研修のテキスト等を活用するものとする。

ウ その他、都道府県市内において重症心身障害児者に対する支援を提供する地域資源に関する情報を収集・整理し、地域住民に対する情報発信を行うなど、重症

心身障害児者の地域支援体制の整備を広域的に推進するために効果的な取組を実施する。

③ 留意事項

ア この事業の実施に当たっては、重症心身障害児者の地域支援の他、人工呼吸器を装着している障害児などの日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）に対する地域支援にも資するよう留意すること。

イ 地域における重症心身障害児者の支援体制については、平成24年度から平成26年度までに実施された重症心身障害児者の地域生活モデル事業及び平成27年度に実施された重症心身障害児者支援体制整備モデル事業における取組を参考とすること。

4 個人情報保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記3に定める事業を実施する都道府県等及び都道府県市が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

5 実施主体の選定及び事業の評価

(1) 国は、上記3に定める事業を実施する都道府県等及び都道府県市について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす都道府県等及び都道府県市のうち、厚生労働省が設置する検討委員会による事業内容の審査を経て決定する。

(2) 当該事業を実施した都道府県等及び都道府県市は、当該事業の成果等をまとめた報告書及び別に定める様式による実施状況について、翌年度4月10日までに、厚生労働大臣あて提出すること。

(3) 当該都道府県等及び当該都道府県市は、事業の適切な実施を期すため、当該検討委員会において事業に対する評価を受けるものとする。

6 経費の補助

国は、上記3に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。